

スタートしました!

市民協働のまちづくり!!!



市民協働のまちづくり
(パートナー)のロゴマーク

村上市では、まちの将来像を元氣“**い**まち”村上市とし、重点戦略を「定住の里づくり」と定め、子供からお年寄りまで全ての人々が「住んでいて良かった」と思えるようなまちづくりを目指しています。少子高齢化による自治活動や組織の形骸化など、各地域が抱える課題を解消し、地域の特色を活かした「元氣で輝きあふれる地域づくり」に取り組んでいきます。今回は「協働のまちづくりとは?」、「地域まちづくり組織」の設立までのスケジュール(イメージ)についてお知らせします。

◆「市民協働のまちづくり」とは?

地域と行政がお互いに知恵を出し合い、対等の立場で協力し合い、地域特有の資源などを活用して、地域の元氣づくりと活力をさらに高めて行くことです。

市民協働のまちづくり
で目指すこと

地域の活性化と元氣づくり!



◆「地域の活性化と元氣づくり」とは?

- ①“地域の特色を活かし、きめ細やかに対応した地域づくりの実践”
- ②“少子高齢化からコミュニティを守り、お互いに支えあう、やさしい地域づくりの実践”

具体的な進め方

- 「**地域まちづくり組織**」による地域づくり
- **交付金**による自由な事業・活動運営
- **地域まちづくり組織ごと**に**担当職員**を配置



◆「地域まちづくり組織」とは?

地域住民が参加のもとに、地域の活性化・課題の解決に向けて、地域内の団体や企業そして行政と連携しながら『地域の元氣づくり』を目指すその推進母体となる組織

◆「交付金による自由な事業・活動運営」とは?

地域まちづくり組織内の人口、町内、集落数などにより算出した交付金を毎年交付し、地域の特性やニーズに応じた事業や活動が可能。平成24年度から実施され交付金額の25%以内を目安に繰越が可能。

◆「担当職員の配置」とは?

地域まちづくり組織ごとに市職員を恒久的に配置し、地域の一員として、またコーディネーターとして多方面からサポートし、行政のパイプ役としての役割を担います。

『地域まちづくり組織』設立に向けたスケジュール（イメージ）

平成23年

7月～

◆情報を発信します！

『まちづくり通信』を発行し、進捗状況やまちづくりについての色々な情報を発信していきます。また、今後、地域の現状や課題などについても調査していきます。



8月～

◆懇談会や説明会を開催します！

これから始まる『協働のまちづくり』について知ってもらい、また、関心を深めてもらうために、懇談会や説明会を開催します。

9月～

◆準備組織づくりに入ります！

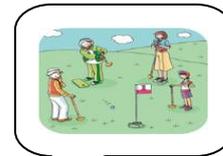
準備組織とは、岩船地域のみなさんが中心となって、地域が元気になる取り組みを行えるような「地域まちづくり組織」をつくるために色々な準備をする組織になります。



10月～

◆準備組織で課題や将来像を考えます！

準備組織では、色々な取り組みを行えるように組織構成や規約などを検討し、地域の課題や将来あるべき地域の姿を思い浮かべながら、まちづくりについて様々なことを話し合っています。また、同時に事業計画や予算なども検討します。



平成24年

2月～3月

◆まちづくり組織設立！

いよいよ「まちづくり組織」の設立です。総会を開催して、組織の構成や規約、事業計画や予算などについて承認を得ます。

平成24年4月以降～

◆地域まちづくり組織による活動開始！！

交付金を利用した地域活性化・元気づくり事業を実施していきます。「地域や住民が主役のまちづくり」を慌てずゆっくりと進めて行きましょう。

お問い合わせ

村上市役所自治振興課村上地区自治振興係
(岩船地域担当:渋谷)

TEL:0254-56-7071(岩船分館内)

FAX:0254-56-6055

メール:naoto.shibuya@city.murakami.lg.jp

『協働のまちづくり』Q&A

Q 「協働のまちづくり」は行政コスト削減が目的でないか？

A 市がこの取り組みで目指す目的は、「地域の活性化と元気づくり」です。行政コスト削減が目的ではありません。市民のみなさんと市が共に手を組み、地域の課題や活性化に取り組むことで、サービスの質が上がったり、取り組みのスピードが速くなったりすることで、コストが下がるケースもあると思います。

Q 岩船分館が廃止になると聞きましたが、今までやってきた分館事業はどうなるのか？

A 今年度で分館制度は廃止になるため、岩船分館の名称は無くなりますが、事業は「協働のまちづくり」の中で引き継がれることとなります。具体的な内容については「準備組織」で検討することになります。

Q 分館が廃止になったら、担当職員はいなくなるのか？

A 来年度以降も市職員（自治振興課）を恒久的に配置し、地域の一員として、またコーディネーターとして多方面からサポートいたします。

Q 交付金はどのように使われるのか？

A 地域の活性化のために行われる事業に対して使われることとなりますが、交付金には限度があるため、「まちづくり組織」で優先度等を検討していくこととなります。